

令和4年度 技能労務職給料表の作成について

技能労務職給料表の本年の公民較差に基づく給与改定に関しては、この間の経過を踏まえ、行政職給料表の改定との均衡を考慮した改定を行うこととし、改定手法についても行政職給料表と同様とする。

[1級]

- ・行政職給料表1級及び2級との均衡を考慮し、初任給の基幹7号給までを7,000円の引上げ、次の基幹8号給から21号給まで改定率を0.17%ずつ逓減させ、モデル昇給で35歳時点に適用される基幹22号給で行政職給料表の4級以下の平均改定率である2.06%の引上げとした。モデル昇給で36歳時点に適用される基幹23号給以上は定率である2.04%の引上げとした。

[2級]

- ・行政職給料表3級との均衡及び昇格時の昇格対応とのバランスを考慮し、基幹1号給は、1級の基幹22号給に対応するため4,600円の引上げとし、次の基幹2号給以上は、1級のモデル昇給で36歳時点に適用される基幹23号給以上に対応するため、定率である2.04%の引上げとした。

[3級]

- ・行政職給料表4級との均衡を考慮し、基幹1号給以上は、2級のモデル昇給で36歳時点に適用される基幹2号給以上に対応するため、定率である2.04%の引上げとした。

次に、給料月額総額に対して、行政職給料表4級以下の平均改定率を乗じて得た額を、最終的な改定原資とした。

			技能労務職最終改定原資	
1,095,925,700	×	2.06%	=	22,576,069
給料月額総額		行政職給料表		
		4級以下平均改定率		

給料表構造を維持するための立上調整については、これまでどおりマイナスで行い、立上調整後、残った原資を最終調整に使用することとする。

立上調整の内容については次のとおりである。

○同一級内の昇給間差額（昇給カーブを現行から変更しないこと）

各級において同一級内のバランスを保つ観点から、新たな双山が発生しないように調整を行った。

1級は基幹15号給から17号給まで、基幹23号給から25号給まで及び基幹36号給から45号給までに、マイナス100円からマイナス400円の調整を行った。

2級は基幹10号給及び15号給から22号給までに、マイナス100円又はマイナス200円の調整を行った。

3級は基幹4号給及び基幹5号給に、マイナス100円又はマイナス200円の調整を行った。

残った原資の配分については、給料表構造を維持しつつ、次の順序で配分を行った。

① 立上調整（マイナス）を行った基幹号給に対して給料表構造を維持する範囲で復元するため、次のとおり配分を行った。

1級は基幹14号給から25号給まで及び基幹33号給から45号給までに、プラス100円からプラス400円までを配分。

2級は基幹10号給から12号給までに、プラス100円を配分。

3級は基幹4号給から6号給までに、プラス100円又はプラス200円を配分。

- ② 35歳時点に適用される2級の基幹1号給について、行政職給料表の4級以下の平均改定率である2.06%となるよう、プラス200円を配分。

最終改定原資の範囲内となるよう調整等を行った結果、最終的な各級の改定率等は次のとおりである。

(単位 改定額：円 改定率：%)

級	人員	初号		最高号給		平均	
		改定額	改定率	改定額	改定率	改定額	改定率
1級	1,881	7,000	5.48	5,500	2.03	5,525	2.10
2級	1,418	4,800	2.06	6,800	2.04	6,079	2.03
3級	506	5,700	2.05	7,200	2.04	7,041	2.04
平均	3,805					5,933	2.06

なお、再任用職員については、行政職給料表との均衡を考慮して平均改定率での改定を実施した。